

パブリック・コメント手続（意見募集）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

意見募集期間

令和6年（2024年）

11月11日（月）～12月2日（月）

お問い合わせ先：民生局福祉こども部子育て支援課

電話 046-822-8224（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成 26 年 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)」、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生労働省令第 63 号)」の一部が改正され、教育・保育施設の満 4 歳児以上及び満 3 歳児の職員配置基準が見直されました。

横須賀市の条例は、これまで国の基準を上回る職員配置基準を定めていましたが、今般の改正により、国の基準が市の条例の基準を一部上回ることとなるため、国の基準に合わせて条例の改正を予定しています。

つきましては、次の改正内容について市民の皆様のご意見等を募集いたします。

《改正する条例》

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 認定こども園の要件を定める条例
- (3) 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

【目 次】

- ◆ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 2
- ◆ 認定こども園の要件を定める条例の一部改正について 2
- ◆ 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部改正について..... 3
- ◆ 意見の提出方法 4

◆幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2 改正の内容

国の基準について、4・5歳児の職員配置基準が30：1から25：1、満3歳児の職員配置基準が20：1から15：1に改正されたことに伴い、条例の基準についても、4・5歳児の職員配置基準を27：1から25：1、満3歳児の職員配置基準を20：1から15：1に改正する。

	国		市	
	従来	新基準	従来	新基準
4歳・5歳児	30：1	➡ 25：1	27：1	➡ 25：1
満3歳	20：1	➡ 15：1	18：1	➡ 15：1

※上記の新基準について、「保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき（保育教諭が不足する場合を含む）」における経過措置（猶予期間）を設ける。

◆認定こども園の要件を定める条例の一部改正について

1 改正する条例

認定こども園の要件を定める条例

2 改正の内容

国の基準について、4・5歳児の職員配置基準が30：1から25：1、満3歳児の職員配置基準が20：1から15：1に改正されたことに伴い、条例の基準についても、4・5歳児の職員配置基準を27：1から25：1、満3歳児の職員配置基準を20：1から15：1に改正する。

	国		市	
	従来	新基準	従来	新基準
4歳・5歳児	30：1	➡ 25：1	27：1	➡ 25：1
満3歳	20：1	➡ 15：1	18：1	➡ 15：1

※上記の新基準について、「保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき（保育教諭が不足する場合を含む）」における経過措置（猶予期間）を設ける。

◆児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正する条例

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

2 改正の内容

国の基準について、4・5歳児の職員配置基準が30：1から25：1、満3歳児の職員配置基準が20：1から15：1に改正されたことに伴い、条例の基準についても、4・5歳児の職員配置基準を27：1から25：1、満3歳児の職員配置基準を20：1から15：1に改正する。

	国		市	
	従来	新基準	従来	新基準
4歳・5歳児	30：1	➡ 25：1	27：1	➡ 25：1
満3歳	20：1	➡ 15：1	18：1	➡ 15：1

※上記の新基準について、「保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとき（保育教諭が不足する場合を含む）」における経過措置（猶予期間）を設ける。

意 見 の 提 出 方 法

1 提出期間 令和6年（2024年）11月11日（月）から12月2日（月）まで

2 あて先 民生局福祉こども部子育て支援課

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

- （1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地
- （2）（市内在学の場合）学校名・所在地
- （3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項
- （4）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

- ・民生局福祉こども部子育て支援課（横須賀市役所はぐくみ館5階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階34番窓口）
- ・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 民生局福祉こども部子育て支援課

（3）ファクシミリ

046-827-0652

（4）電子メール

cfrgi-cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。
いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。